

○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成12年4月1日青森県告示第298号)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境管理課及び弘前市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
A	弘前市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに別図に表示した地域
B	弘前市の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに別図に表示した地域
C	弘前市の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域